

令和4年2月21日

資産移転の時期の選択に中立的な
相続税・贈与税のあり方について

－令和3年度諮問に対する答申－

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)	金 子 宏	東京大学名誉教授
(会長代理)	中 里 実	東京大学名誉教授、西村高等法務研究所理事
	井 伊 重 之	産経新聞社論説委員
	井 上 隆	日本経済団体連合会常務理事
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	小 幡 純 子	日本大学大学院法務研究科(法科大学院)教授
	角 紀代恵	立教大学名誉教授、弁護士
	川 北 力	野村資産承継研究所理事長、元国税庁長官
	小 松 浩	毎日新聞論説特別顧問
	佐々木 達 也	読売新聞東京本社論説副委員長
	佐 藤 英 明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	鈴 木 正 徳	航空機国際共同開発促進基金理事長、元中小企業庁長官
	田 近 栄 治	一橋大学名誉教授
	田 中 治	大阪府立大学名誉教授
	成 道 秀 雄	成蹊大学名誉教授
	廣 田 実	全国商工会連合会政策推進部長
	伏 屋 和 彦	日本内部監査協会会長、元会計検査院長、元国税庁長官
	細 溝 清 史	日本取引所自主規制法人理事長、元金融庁長官
	真 砂 靖	弁護士、元財務事務次官
	弥 永 真 生	明治大学会計専門職研究科教授
	山 内 清 行	日本商工会議所産業政策第一部長
	吉 村 典 久	慶應義塾大学法学部教授

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)	小 池 正 明	東京会
(同副委員長)	上 西 左大信	近畿会
	川 島 雅	東京会
	中 村 重 和	東京地方会
	近 藤 雅 人	近畿会
	黒 柳 龍 哉	東海会
	平 井 貴 昭	東京会・日本税理士会連合会調査研究部長

〔 担当副会長・担当専務理事 〕

	太 田 直 樹	日本税理士会連合会副会長
	高 橋 俊 行	日本税理士会連合会専務理事

目次

はじめに	1
I 若年世代への資産の早期移転を促進するための税制について	2
1. 資産の移転に係る税制と贈与税の軽減の必要性.....	2
2. 暦年課税制度の見直しの視点.....	2
(1) 基礎控除の見直し	2
(2) 税率水準のあり方	3
(3) 非課税の特例措置のあり方.....	3
(4) 生前贈与財産の相続税の課税価格の加算制度のあり方	4
II 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税制について	6
1. 資産移転の時期の選択に中立的な税制の意義	6
(1) 「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の意義と効果	6
(2) 諸外国の立法例.....	6
2. 相続時精算課税制度の意義と問題点.....	7
(1) 相続時精算課税制度の意義.....	7
(2) 相続時精算課税制度の問題点と見直しの視点.....	8
3. 贈与税と相続税の課税方式	10
おわりに	10

はじめに

わが国では、経済のストック化と高齢化の進行により相続による資産移転の時期がより高齢期にシフトしており、いわゆる「老老相続」が増加し、消費意欲の高い若年世代への資産の移転が進みにくい状況にある。このような状況を背景として、近年の資産課税に関する議論では、資産の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要であるとされている。

こうした税制は、資産の有効活用を通じた経済の活性化を図るという政策目的も有しているとされており、この点は、近時の政府与党の考え方にも反映されている。ちなみに、与党の「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月10日）は、「高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。」としている。

一方で、現行の贈与税に関しては、財産の分割贈与や連年贈与を行うことで税負担の回避が可能になるという構造上の問題が指摘されている。こうした問題に対処するため、相続税と贈与税の一体化を行うことにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が必要であるとされている。近年の政府与党も同様の認識を有しており、与党の上記の「税制改正大綱」は、「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点を踏まえながら、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」としている。

当審議会は、令和3年10月25日付日連3第843号をもって諮問のあった「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」の審議に際し、上記の方針や考え方を踏まえ、資産の移転に係る税制のあり方を検討した。

上記のうち「資産の世代間移転を促進するための税制」については、経済の活性化を図るという政策目的を有しているとされているが、新たな政策税制を措置することは適当ではなく、長年にわたり施行され広く定着している贈与税の暦年課税制度について、基礎控除や税率水準を適正なものに見直すことで対応することが適当であると考えられる。また、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」については、相続税と贈与税を一体化した仕組みが適していると考えられるが、これについても新たな税制を措置することは適当ではなく、現行の相続時精算課税制度について、制度上の問題点を見直すことで対処すべきである。

なお、これらの税制を同時に構築することは容易ではないが、高齢者に資産が偏在するとともに高齢者世代内の資産格差が拡大しつつある現状に鑑みると、さしあたり世代間の資産の移転に寄与する税制の構築を優先する必要があると、その税制の効果を検証した上で資産移転の時期の選択に中立的な税制を検討すべきであるというのが当審議会の基本的な考え方である。

本答申は、総会を5回、専門委員会を6回開催し、審議・検討した結果を取りまとめたものである。

I 若年世代への資産の早期移転を促進するための税制について

1. 資産の移転に係る税制と贈与税の軽減の必要性

わが国において高齢者に資産が偏在し、次世代への資産の移転が進まないのはその者の現在の生活状況や老後の生活における経済的不安に基因した問題であると考えられる。このため、若年世代への資産移転が進まないのは、必ずしも税制のみに基因する問題ではなく、公的年金制度や医療・介護など的高齢者に対する社会保障制度の整備にかかわる問題であるという意見がある。そうだとすると、資産の移転に係る贈与税等を軽減したとしても、必ずしも世代間の資産の移転が促進するとはいえないと考えられる。

しかしながら、高齢者から若年世代への資産移転に対し、税制が障害になることは避けなければならない。親族間においてニーズに応じた資産の移転が可能になるような税制のインフラを整備しておくことが重要である。現行の贈与税は、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2類型があるが、前者については相続税の負担の回避を防止するため、低額な基礎控除と高い税率が設定されており、生前贈与に対しては相当に強い制約が加えられている。したがって、まずは暦年課税における贈与税の負担の軽減を図る必要がある。

2. 暦年課税制度の見直しの視点

(1) 基礎控除の見直し

暦年課税制度における基礎控除は、昭和28年の税制改正において、贈与税を相続税から分離して独立の税目とした際に設けられたものであり、その額の推移をみると、次のとおりである。

- ・昭和28年改正……10万円（昭和28年～昭和32年分に適用）
- ・昭和33年改正……20万円（昭和33年～昭和38年分に適用）
- ・昭和39年改正……40万円（昭和39年～昭和49年分に適用）
- ・昭和50年改正……60万円（昭和50年～平成12年分に適用）
- ・平成13年改正……110万円（平成13年以後の年分に適用）

このように現行の基礎控除額は、平成13年の税制改正において見直されたものであるが、その後20年以上にわたって据え置かれたままである。また、贈与税の課税は生前贈与に対して過重であり、少額な基礎控除のため、親族間で必要な贈与が行いにくいというのが一般的な国民の認識である。

このような経緯と納税者の認識を勘案すれば、基礎控除の額は、資産の移転に障害とならない水準に引き上げることを検討する必要がある。

この点に関し、当審議会では資産の移転にインセンティブを与えるための高額な基礎控除額の設定は、富裕層に対する過度の優遇措置になるため適当ではないという意見があった。また、資産の移転にインセンティブを与えるためには、適用期間を限定して控除

額を引き上げるという方策も考えられるという意見もあった。

なお、基礎控除額の引上げ等によって資産の移転を容易なものとしても、高齢者から若年者に預金の名義が変わるだけであって、経済的な効果はないのではないかという意見があったが、若年者が自由に処分することができる預金を有すること自体が有意義なことであると考えられる。また、移転させる資産としては、現金、有価証券、不動産など様々なものがあるが、資産の有効活用を図る観点から、どのような資産を移転させることがよいか、資産の種類を特定する必要があるのではないかという趣旨の意見があったが、特定の資産を対象とした税制とすることは、資産の選択に中立性を欠くため、そのような税制は適当とはいえないと考えられる。

(2) 税率水準のあり方

一方、贈与税の税率について、現行の最高税率（55%）は、平成 25 年の税制改正において、同改正前の 50%から引き上げられたものである。これは、同年の改正において相続税の資産の再分配機能を強化するために最高税率が 55%とされたため、贈与税の税率も同水準に設定されたものである。しかしながら、相続税は資産の再分配を行うことを目的としているのに対し、贈与税は資産の無償取得に担税力があるものとして所得税を補完する趣旨で課税するものである。このようにそれぞれ別の課税目的を有しているため、両者の税率は必ずしも一致させる必要はないと考えられる。贈与税の最高税率を同年の改正前の水準である 50%程度に引き下げるとともに、税制の簡素化と累進度合を緩和するための税率構造の見直しを行う必要がある。

なお、当審議会においては、高額な資産に対しては負担を加重する必要があるため、現行の最高税率をさらに引き上げるべきであるという意見があった。極めて高額な資産を有する者や高額な資産を移転させることができる者に対しては、現行制度よりもより多くの負担を求めることも考えられなくはないが、その税率をさらに引き上げると、資産の世代間移転に一層抑制的に働く税制となる。税制によって再分配を行うためには累進税率を採用する必要があるが、その水準については、一定の限界があると考えられる。税率水準については、国民の税負担に対する認識を踏まえて検討する必要があるが、資産の世代間移転に障害にならない水準に設定する必要がある。

(3) 非課税の特例措置のあり方

租税特別措置としての教育資金の一括贈与に係る非課税措置（非課税限度額 1,500 万円・適用期限令和 5 年 3 月 31 日）及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置（非課税限度額 1,000 万円・適用期限令和 5 年 3 月 31 日）は、いずれも若年世代への資産の移転を促進させることを目的として平成 25 年及び平成 27 年に制度化されたものであるが、一定額以上の資産を有する者の家族内の資産の移転に利用されており、何らの税負担もなく多額の資産が引き継がれるため、格差の固定化につながるおそれがあるとともに、機会の平等を図るといふ資産課税の目的からみても問題がないとはいえない。また、扶養

義務者による生活費等の都度の贈与が非課税とされており、基礎控除額を適切な水準に引き上げることとすれば、非課税で必要な資金の贈与が可能になることからみて、いずれも適切な制度とはいえないと考えられる。したがって、これらの特例措置は、その適用期限の到来を見据えて廃止又は縮小することが適当である。

なお、当審議会においては、これらの非課税措置について、一定の政策目的に限定して贈与税を軽減することは、贈与資金の使途が限定されるため、一般的な優遇措置とは異なり、それなりの合理性があるのではないかという意見があった。

住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置（非課税限度額 1,000 万円・適用期限令和 5 年 12 月 31 日）は、住宅の取得に付随して一定の消費の拡大が期待できることから、必ずしも不適切な制度であるとはいえないが、人口の減少とともに空き家が増加しているわが国の現状からみて、持ち家の取得を支援する政策が必要であるかどうかを検討し、わが国の住宅政策全体との整合性を考慮して制度の存否を判断する必要がある。

(4) 生前贈与財産の相続税の課税価格の加算制度のあり方

① 生前贈与財産の加算制度の趣旨と機能

現行の暦年課税制度と相続税の関係について、相続開始前 3 年以内の被相続人からの贈与財産の価額は、相続税の課税価格へ加算することとされている。この制度は、相続開始前の駆け込み贈与による相続税の回避を防止するため、相続開始直前の贈与財産を相続税の課税に取り込み、相続税の資産の再分配機能を確保するためのものである。

② 加算対象期間のあり方

生前贈与財産の加算制度における現行の加算の対象期間は 3 年とされており、その間の贈与は相続税と一体的な課税が行われることになる。一定期間に限定した累積課税制度とすることができる。したがって、加算対象期間を長期間に設定すれば、相続税と贈与税の一体課税により近似することになる。また、資産の分割贈与や連年贈与を利用した税負担の軽減の余地を排除し、相続税を補完するという贈与税の機能を維持することもできる。

これらを勘案すれば、現行の相続開始前「3 年以内」を例えば「5 年以内」ないし「7 年以内」とするなど、加算の対象期間の延長を検討する必要がある。ただし、加算対象期間中の贈与財産は、いずれは相続税の課税対象になるため、加算対象期間を延長したとしても、その期間の前に贈与を行うインセンティブとはならず、資産移転の促進に寄与するかどうかは不明である。一方、加算の対象期間の延長は、現行の「3 年以内の加算」制度よりも「資産移転の時期の選択に中立的な税制」ということができる。また、現行制度と比較して、相続開始直前の駆け込み的な贈与による相続税の回避行為を防止する方策として有効に機能すると考えられる。

なお、加算対象期間が長期になればなるほど贈与事実の確認・捕捉、とりわけ次項の少額贈与の取扱いの問題が増幅することに留意する必要がある。

③ 少額贈与の問題と見直しの方策

現行の加算制度では、基礎控除額以下の少額な贈与であっても相続税の課税価格に加算することとされているが、基礎控除額以下の贈与について、税務当局はその情報を有していないこと、納税者においては申告義務がないことから、少額の贈与の全てを管理・記録・捕捉をして加算制度の対象とすることは実際問題とすると極めて困難である。

このような少額な贈与に係る執行上の問題を解決しない限り、累積課税制度を導入しても適正な運用を行うことは困難であり、相続税と贈与税の一体化措置を構築することにも支障が生じるおそれがある。

この問題については、贈与税の基礎控除について、その趣旨と機能の面からどのように加算制度に組み入れるかを検討する必要があると考えられる。贈与税の基礎控除は、少額贈与不追及の趣旨で設けられていること、贈与税の非課税財産については加算制度の対象にならないこと、基礎控除額以下の贈与は事実上の非課税であることなどを勘案すれば、上記の少額贈与の管理・記録等に係る執行上の問題に対処するための実務的かつ現実的な方策としては、例えば基礎控除額以下の少額の贈与は同制度の対象外とするなどの方法が考えられるが、当審議会においては、そのような方法を採用すると、基礎控除額の水準によっては多額の財産価額が課税から脱漏するおそれがあるため適当ではないという意見があった。制度の適正な運用と執行を担保するため、実務に配慮した具体的な方策を検討するとともに、加算制度の対象外としても課税上弊害のない少額贈与の額の水準について検討する必要がある。

なお、この問題に関し、後述するアメリカの税制では、生前贈与の累積額を相続財産の価額に合算して遺産税を計算することとされているが、贈与税に係る年間の控除額（受贈者1人当たり1.5万ドル）を控除した額について相続財産価額に合算することとされている。したがって、当該控除額以下の贈与は事実上課税対象外となっているのであるが、少額贈与の問題に対処するための方策のひとつであると考えられる。

また、わが国では、昭和33年の税制改正において、贈与税について、3年間の累積課税制度が導入されたが、当該制度では、20万円以下の少額な贈与は累積課税の対象から除外することとされていた。少額贈与に係る実務上及び執行上の問題に対応した現実的な方策であったと考えられる。

なお、贈与税に累積課税制度を導入すれば、連年贈与や分割贈与を行うことによる累進回避に対処することが可能になるが、贈与税に累積課税を行うと実務が煩雑化するため、贈与税に同制度を採用することは適当ではない。

④ 加算制度の適用対象者の範囲

生前贈与財産の加算制度の適用対象者について、現行の制度では、相続又は遺贈により財産を取得しなかった者が被相続人から贈与により取得した財産は、相続税の課税価格への加算制度は適用しないこととされており、孫等に贈与を行うことで相続税の累進回避が可能となっている。こうした問題に対処するため、相続財産を取得しない者にも同制

度を適用することが考えられるが、そのような制度に変えると相続税の納税義務者が増加し、納税者及び税務当局の双方の事務負担も増加することになる。そのことによる実務への影響を考慮し、同加算制度の趣旨を踏まえてその適用対象者の範囲を検討する必要がある。

⑤ 贈与税額控除のあり方

現行の制度では、加算制度の対象となった贈与財産に係る贈与税額控除の適用に際し、相続税額から控除しきれなかった贈与税がある場合であっても、その税額の還付を受けることはできないこととされている。

この点について、相続税と贈与税の一体課税を進める観点からは、加算の対象となった贈与財産に係る贈与税額が相続税額から控除しきれなかったときは、相続時精算課税制度と同様に、その控除不足額を相続税の申告時に還付することが適当である。

II 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税制について

1. 資産移転の時期の選択に中立的な税制の意義

(1) 「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の意義と効果

「資産移転の時期の選択に中立的な税制」とは、資産の移転方法やその金額にかかわらず、移転資産の総額に係る税負担が一定となる税制をいうとされている。

こうした税制の下では、贈与と相続の間で税負担に差がないため、贈与者（取得者）が税負担を意識して資産の移転のタイミングを計る必要がなく、当事者のニーズに即した資産の移転が可能になると考えられている。このため、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」は、世代間の資産の移転の促進にも寄与することになるという意見がある。また、その税制の具体的な仕組みとしていわゆる累積課税制度を採用すれば、資産の分割贈与や連年贈与を利用した累進回避も防止できるという効果もある。

(2) 諸外国の立法例

「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の具体的な仕組みについて、諸外国の例をみると、アメリカの場合は、贈与税と相続税（遺産税）が統合されており、一生涯の累積贈与額と相続財産価額とを合算し、一体として遺産税を課税することとされている。いわゆる一生累積課税制度である。また、その税制では、相続と贈与を通じた課税上の基礎控除を共通のものとし、税率表も統一されている。一生涯の生前贈与と相続で税負担が一定となるため、資産の移転の時期の選択に中立的であるとされている。ただし、アメリカの税制では、相続税（遺産税）はいわゆる遺産課税方式であり、贈与税は、受贈者ではなく、贈与者に課税するなど、わが国とは異なる仕組みが採用されていることに留意する必要がある。また、一生累積課税であるため、過年分の贈与の記録・管理・捕捉等の執行上の問題があると考えられるが、アメリカの贈与税及び遺産税の基礎控除額は 1,158 万ドル

(約 12.6 億円) と高額であり、財務省の資料によれば、2018 年の課税件数等は次のようになっている。

	(日 本)	(アメリカ)
死亡者数 (A)	136.2 万人	283.9 万人
課税件数 (B)	11.6 万件	0.5 万件
課税割合 (B/A)	8.5%	0.2%

このように、アメリカの場合は、死亡者数に比して課税件数が極めて少ないという特徴があるが、これは、高額な基礎控除が設定されているためであると考えられる。その結果、生前贈与の確認・捕捉という執行上の問題が表面化せず、課税上も大きな弊害が生じていないものと推測される。

なお、わが国と同様に相続税について遺産取得課税方式によっているドイツ及びフランスの場合も贈与税と相続税は統合されており、一定期間(ドイツは相続開始前 10 年間、フランスは同 15 年間) の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税することとされており、その間の贈与と相続で税負担は一定となり、資産移転の時期の選択に中立的であるとされている。

2. 相続時精算課税制度の意義と問題点

(1) 相続時精算課税制度の意義

わが国の場合は、贈与税について相続時精算課税制度を選択すれば、それ以後の贈与財産の価額は全て相続税の課税価格に加算されるため、贈与財産と相続財産を一体化し、統合して相続税課税が行われることになる。したがって、同制度の選択時から贈与者の相続時までの長期間にわたる累積課税制度ということが出来る。同制度は、相続税と贈与税の一体化措置として平成 15 年の税制改正時に創設されたものである。財産の価額に変動がないとすれば、相続による移転と贈与による移転の間で税負担に差異が生じないように設計されているため、資産移転の時期の選択に中立的な税制ということができる。

したがって、「資産の移転の時期の選択に中立的な税制」については、新たな累積課税制度を措置する必要はなく、現行の相続時精算課税制度を基礎として贈与税制を検討することが適当である。同制度は、もともと高齢者から若年世代への資産の移転を促進させるとともに、資産の有効活用を図るとというのが創設時の趣旨であった。しかしながら、その利用状況は低迷しており、制度の目的が達成されているとは言い難い。

同制度が広く利用されていないのは、制度上の問題点と納税者からみた課税上のリスクがあるためであると考えられる。したがって、同制度を活用して相続税と贈与税の一体化を図るのであれば、現行制度の問題点を検証し、適用上のリスクと納税者の不利益を排除する必要がある。

(2) 相続時精算課税制度の問題点と見直しの視点

現行の相続時精算課税制度の問題点と見直しの視点を考察すれば、おおむね以下のとおりである。

① 相続税制の改正と税負担の変動の問題

相続時精算課税制度の選択に際しては、贈与時の相続税制を基礎として相続時の課税を予測し、その選択の是非を判断するのが通常の実務である。このため、その選択後に基礎控除や税率などについて相続税制の改正が行われると、当初の予測と異なる相続税の負担が生じる可能性がある。税制改正による負担の増加は、納税者の責に帰すべき問題ではなく、制度の選択後の改正も予測できないことである。また、法制度は、ある程度の期間にわたって安定したものであることが望ましいとともに、納税者の課税の予測可能性を保証する必要もある。納税者の予測と実際の課税の間に乖離があると、税制に対する納税者の信頼を損ねるおそれがある。こうした観点からは、相続時精算課税制度の選択後に相続税制の改正が行われた場合には、実際の相続税額が当初に予測した相続税額を上回らないような措置を検討する必要がある。

② 贈与財産の価額の下落と相続税課税の問題

贈与財産の価額が贈与者の相続開始時までには下落した場合であっても、贈与時の価額で相続税を課税することとされているため、贈与財産の価額が下落したときは、相続時精算課税制度を選択したことによる不利益が生ずることになる。このため、資産価額の変動を予測できない限り、同制度を選択することに躊躇し、利用が進まないという問題がある。とりわけ贈与財産が災害等に基因して大幅な価額の下落があったような場合であっても贈与時の価額で相続税課税が行われることは、納税者の認識とすれば過大な税負担となる。

贈与財産は、贈与時点で受贈者に帰属しており、その後の価額変動によるリスクは受贈者が負うべきであるという考え方からみれば、贈与時の価額で相続税課税を行うことはやむを得ないことであるが、価額の下落に伴う課税上のリスクに対する配慮がないと、相続時精算課税制度の普及は見込まれない。

こうした問題に対処するため、資産の価額が災害など納税者の責に帰すことができない事由により著しく下落したような場合には、納税者を救済する観点から当該財産の相続時の時価（相続税評価額）により精算課税を行うなど、例外的な措置を講ずることが適当である。

③ 贈与財産に対する小規模宅地等の特例の適用問題

相続財産が一定の要件を満たす事業用宅地等又は居住用宅地等である場合には、相続税の課税に際していわゆる小規模宅地等の特例が適用されている。ただし、現行の制度では、相続時精算課税制度の適用を受けて取得した宅地等については、相続時の精算課税において同特例は適用できないこととされている。

しかしながら、同制度は、相続税と贈与税の一体化措置であり、相続と贈与のいずれを原因とした財産移転であっても、税負担を同額とするという理念の下に制度化されたものである。こうした観点からは、相続時精算課税制度の適用を受けて取得した宅地等について、贈与者の相続時に一定の要件に該当する場合には、相続時の精算課税に際して小規模宅地等の特例の適用を認めることが適当である。

④ 少額贈与の記録管理等の問題

現行の制度では、相続時精算課税制度を選択した後の贈与については、その多寡にかかわらず同制度を強制適用することとされているが、納税者が過年度の少額の贈与を全て管理・記録し、相続税の課税に取り込むのは、実際問題とすると不可能に近いことであり、贈与事実の記録・管理・捕捉等に関しては、前述した生前贈与財産価額の相続税の課税価格への加算制度の項で指摘したことと同様の問題がある。

なお、法制度上は、相続時精算課税制度を選択した後に特定贈与者からの贈与があった場合には、その贈与財産の価額にかかわらず、全て贈与税の申告を行うこととされている。したがって、同制度の選択後は、たとえわずかな額の贈与であっても法制度に従って申告義務を果たしていれば、贈与の記録が納税者の手元に残り、税務当局においてはその事実を捕捉できるよう手当されている。このため、贈与事実の記録・管理・捕捉等に関する上記の問題は、受贈者が申告義務を履行しない場合に生ずることになるのであるが、わずか数万円の贈与について、もれのない申告を期待することは実際問題とすると困難である。

この問題については、前述したところと同様に、課税上弊害のない少額の贈与については、制度の対象外とすることが現実的な対応策であると考えられる。したがって、少額の範囲について適切な水準を検討した上で、その範囲内の贈与については、相続時の精算課税の対象から除外するなどの措置を講じることが適当である。

⑤ 少額贈与の記録・管理・捕捉等の問題とマイナンバー制度

少額贈与に関する上記の問題については、デジタル化の進展とマイナンバー制度の活用によって、資産の異動状況を管理・捕捉することができれば、一定程度は解決できることであると考えられる。しかしながら、マイナンバーカードの普及率は未だ 50%にも達しておらず、同制度についての国民の理解が進んでいるとはいえない状況にある。したがって、今後、どのような行政分野で同制度が利用されていくのか、とりわけ、税務に関して国民・納税者の所得や資産とマイナンバーがどのように関係するのか、同制度が普及すると、どのようなメリットが得られるのかといった点について、同制度に対する国民の認識を踏まえて明確化していく必要がある。同制度に対する国民の認識からみると、今後、政府及び関係当局は、同制度の意義、効果、適用範囲等について、個人情報保護との関係に留意して、丁寧な説明と広報を行う必要がある。

3. 贈与税と相続税の課税方式

当審議会は、諮問の趣旨に沿って「資産の世代間移転を促進するための税制」と「資産移転の時期の選択に中立的な税制」のあり方について検討した。これらの税制は、主として贈与税に関する問題であるが、相続税制と密接な関係があることはいままでの間もない。

相続税制については、かねてから現行の法定相続分課税方式の問題点が指摘され、いわゆる取得者課税への変更も課題とされているところであるが、今般の諮問事項の審議においては、現行の法定相続分課税方式を前提として贈与税の課税制度のあり方を検討したため、相続税の課税方式について審議・検討は行っていない。当面は、現行の法定相続分課税方式を維持することとし、今後の財産贈与の動向や贈与税の課税状況等を踏まえて相続税の課税方式のあり方について改めて検討する必要がある。

おわりに

わが国の個人資産が高齢者層に偏在するとともに、被相続人と相続人の双方の高齢化が進行しつつある中で、「相続」によっては若年世代への資産の移転が進みにくくなりつつあることは、わが国の人口動態からみて、すでに10年以上も前から予測されていたことである。また、贈与税の仕組みからみると、連年贈与や分割贈与を行うことで税負担の回避が可能であることもかねてから明らかであった問題である。

資産の移転に係る税制については、平成25年の税制改正において相続税制が大きく見直されたところであるが、同年の改正時において、贈与税については、最高税率の引上げを行ったのみで、その仕組みについては上記のような問題点が含まれているにもかかわらず、何らの見直しも行われなかった。本来であれば、資産の移転に関する税制として相続税と贈与税を併せて総合的に検討し、整合性のある見直しを行うべきであったと考えられる。相続税について大幅な見直しを行いながら、贈与税について見直しを行わなかった理由は定かではないが、その見直しを行わなかったために、近時において、「資産の世代間移転を促進するための税制」が必要となり、また、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築が課題として残されたとみることができる。

本答申は、このような状況と税制改正の経緯を踏まえながら、「資産の世代間移転を促進するための税制」については、暦年課税制度を見直すことで対処し、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」については、相続時精算課税制度の問題点を検証し、同制度を改善することによって対応すべきことを提言するものである。

これらのうち「資産の世代間移転を促進するための税制」に関して、相続税の課税を強化すると生前贈与が促進するという意見や考え方がある。これは、相続税の課税を強化すると、それを回避するため、相続財産を減少させる行動が選択され、結果として生前贈与が促進するということのようなものである。実際、当審議会においても、高額な資産に対しては、現行制度では再分配の機能が弱く、相続税について更なる課税の強化を行うべきではないかという意見があった。

しかしながら、相続税の課税強化の問題については、平成 25 年の相続税制の改正の効果と影響及び国民の認識を検証すべきであると考えられる。同改正によって、基礎控除額が大幅に圧縮されるとともに、税率も引き上げられたところであり、被相続人に対する相続税の課税割合は同改正前の 2 倍近くに増加している。その結果、相続税がいわゆる大衆課税化したのであるが、そのことが一般の国民に広く容認されているかどうかということである。

国際的にみれば、相続税を廃止・縮小する国や地域が増加する中で、わが国だけが課税の強化を図ったことがどのように評価されているかを検証することは、今後の税制を考える上で重要である。今日では、人や物の国際間の移動がかつてより容易になり、日常的に行われている。相続税を回避するために人や物が国外に流出し、わが国が空洞化することが国民の福祉に資するかどうかを検証する必要がある。

わが国では将来にわたって、高齢化と人口減少が進行することは明らかであり、現時点において資産の活用による経済の活性化を図る施策を講じておく必要があり、適切な資産課税を行うことによって機会の平等を図るという視点がより重要になる。

相続財産や贈与財産に対してどの程度の税負担を求めることが適当であるか、また、課税の範囲をさらに拡大することが適切かどうかは、国民の「相続」や「資産の承継」に対する認識を踏まえて引き続き検討する必要があるが、相続税の課税を強化する必要性がないのであれば、それを補完するための贈与税の課税を強化する必要性も相対的に薄れ、結果として世代間の資産移転が容易になる税制が構築しやすくなると考えられる。そうした税制が経済の活性化に寄与するとともに、資産の移転に対する税負担について、国民が納得できる税制が構築されることを期待したい。

日連3第843号
(業1第60号)
令和3年10月25日

税制審議会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信 一

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について

(諮問の趣旨)

昨年12月に与党が取りまとめた「令和3年度税制改正大綱」では、相続税・贈与税のあり方に関して「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」と題して、高齢化等に伴い高齢世代に偏在している資産について、若年世代への移転を促進するための税制を構築するとともに、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税するという観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、諸外国の制度を参考にしつつ、本格的な検討を進めるとしています。

ここに示された相続税・贈与税のあり方の見直しは、わが国の社会状況からみて重要であると考えられますが、その検討に当たっては、相続税の補完税として位置づけられる贈与税の機能を維持するとともに、格差の固定化を防止して資産の再分配機能を確保するといった資産課税に求められる基本的な機能に留意する必要があります。

また、相続時精算課税制度のあり方やいわゆる累積課税方式の適否のほか、基礎控除額の水準や累進税率構造のあり方など、さまざまな論点から検討する必要があります。

そこで、これら趣旨を踏まえ、相続税・贈与税のあり方につき、どのような税制を構築すべきか、納税者の視点と実務の観点を踏まえて検討していただきたく、貴審議会に諮問します。